

広島市公民館（71館）に係る指定管理者候補者の選定について

広島市公民館（71館）について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区西白島町24番36号ほか（別表参照）
- (2) 設置目的
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名
公益財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）
- (2) 非公募理由
公民館は、単に生涯学習の場の提供にとどまらず、まちづくり活動に取り組む地域住民や各種団体と本市との間の連絡調整を行うなど、まちづくり活動の拠点としての役割を担っている。
このため、こうした役割を發揮する上で必要となる経験の豊富な職員を多く有し、継続的・安定的な公民館運営を行える公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。

3 市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会委員

役職	職名	氏名
会長	市民局長	杉山 朗
副会長	市民局次長	橋場 忠陽
委員	市民局文化スポーツ部長	松嶋 博孝
委員	市民局国際平和推進部長	村上 慎一郎
委員	市民局国際平和推進部国際化推進担当部長	中谷 満美子
委員	市民局人権啓発部長	平岡 重宏

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 公民館の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 地域の実情に応じた事業展開が期待できること。】 〔評価のポイント〕 ① まちづくり活動、家庭教育、青少年健全育成等に関する地域課題・ニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ② 地域課題・ニーズを踏まえた事業が計画されているか。 ③ 地域団体等と連携した施設運営が計画されているか。
【5 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市文化財団**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	公益財団法人広島市文化財団
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
評価項目 5	適
◎ 指定管理料上限額	127億8,782万7千円
◎ 指定管理料提案額	127億8,782万7千円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

<指定管理者候補者となった公益財団法人広島市文化財団の取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率 (2.3%)】	達成 (2.35%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—

<別表>

施設名	所在地	施設名	所在地
広島市中央公民館	広島市中区西白島町24番36号	広島市白木公民館	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
広島市竹屋公民館	広島市中区宝町3番15号	広島市高陽公民館	広島市安佐北区深川五丁目13番12号
広島市吉島公民館	広島市中区吉島西三丁目2番10号	広島市真亀公民館	広島市安佐北区真亀一丁目3番27号
広島市舟入公民館	広島市中区舟入川口町2番8号	広島市倉掛公民館	広島市安佐北区倉掛一丁目12番1号
広島市福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1	広島市口田公民館	広島市安佐北区口田四丁目9番19号
広島市馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4	広島市三入公民館	広島市安佐北区三入五丁目15番9号
広島市温品公民館	広島市東区温品七丁目8番19号	広島市可部公民館	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
広島市戸坂公民館	広島市東区戸坂出江二丁目10番26号	広島市亀山公民館	広島市安佐北区亀山南三丁目16番16号
広島市牛田公民館	広島市東区牛田新町一丁目8番3号	広島市安佐公民館	広島市安佐北区安佐町大字飯室3455番地の1
広島市早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号	広島市日浦公民館	広島市安佐北区あさひが丘三丁目23番13号
広島市二葉公民館	広島市東区東蟹屋町9番34号	広島市瀬野公民館	広島市安芸区瀬野一丁目29番21号
広島市青崎公民館	広島市南区青崎一丁目12番7号	広島市中野公民館	広島市安芸区中野三丁目20番9号
広島市段原公民館	広島市南区段原山崎二丁目7番4号	広島市阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
広島市大河公民館	広島市南区北大河町15番12号	広島市船越公民館	広島市安芸区船越五丁目22番23号
広島市仁保公民館	広島市南区仁保新町一丁目8番6号	広島市矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
広島市楠那公民館	広島市南区楠那町7番10号	広島市湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
広島市宇品公民館	広島市南区宇品御幸四丁目1番2号	広島市湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地の1
広島市似島公民館	広島市南区似島町字家下752番地の74	広島市石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
広島市三篠公民館	広島市西区打越町10番23号	広島市河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
広島市観音公民館	広島市西区観音本町二丁目1番77号	広島市皆賀公民館	広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地の2
広島市南観音公民館	広島市西区観音新町二丁目16番46号	広島市五月が丘公民館	広島市佐伯区五月が丘五丁目3番33号
広島市己斐上公民館	広島市西区己斐上四丁目2番55号	広島市藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
広島市己斐公民館	広島市西区己斐中一丁目6番20号	広島市彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
広島市古田公民館	広島市西区古江西町19番15号	広島市美鈴が丘公民館	広島市佐伯区美鈴が丘南三丁目1番9号
広島市草津公民館	広島市西区草津東二丁目20番7号	広島市利松公民館	広島市佐伯区利松一丁目18番15号
広島市鈴が峰公民館	広島市西区鈴が峰町44番1号	広島市八幡東公民館	広島市佐伯区八幡東二丁目6番19号
広島市井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号	広島市八幡公民館	広島市佐伯区八幡三丁目23番22号
広島市佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号	広島市観音台公民館	広島市佐伯区観音台三丁目16番5号
広島市東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号	広島市坪井公民館	広島市佐伯区坪井一丁目32番10号
広島市古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号	広島市五日市中央公民館	広島市佐伯区五日市中央四丁目8番20号
広島市安東公民館	広島市安佐南区安東二丁目16番42号	広島市五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
広島市安公民館	広島市安佐南区上安二丁目2番46号	広島市吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
広島市祇園公民館	広島市安佐南区西原一丁目13番26号	広島市楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
広島市祇園西公民館	広島市安佐南区長束六丁目10番28号	広島市美隣公民館	広島市佐伯区美の里二丁目1番25号
広島市沼田公民館	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号		
広島市大塚公民館	広島市安佐南区大塚西六丁目3番2号		
広島市戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3		